

\*\*\*\*\*

一般社団法人 日本PDA製薬学会

定 款

\*\*\*\*\*

平成26年12月 9日 作 成  
平成26年12月17日 認 証  
平成27年 1月 5日 法人成立

# 一般社団法人 日本PDA製薬学会 定款

平成27年12月2日 第22条, 第33条及び第41条変更

平成28年11月30日 第3条, 第11条及び第14条変更

平成29年11月29日 第29条及び第40条変更

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 日本PDA製薬学会 と称する。英文では、Parenteral Drug Association Japan Chapter と表示し、その略号は、PDA Japan Chapter とする。

(目的等)

第2条 当法人は、製薬技術やGMP (Good Manufacturing Practice) の略号で、医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準をいう。以下本条において同じ。) とバリデーションの分野で世界的な指導的立場にある国際的学術団体である Parenteral Drug Association (以下「PDA」という。) の日本支部として、医薬品などの製造及び品質管理に関する科学技術情報並びに諸外国及び国際調和に関連する国内の薬事、許認可、GMP、バリデーション等の情報の提供に努めるとともに、国際的採用が進んでいる進歩した科学技術教育の機会を提供することで、日本の学術及び製薬業界の技術向上、発展を目指すことで製薬及び医療に関連する技術の向上に貢献し、もって学術文化の発展及び人類の福祉に寄与することを目的とする。

2 当法人は、前項の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 学術集会、シンポジウム及び講演会の開催
- (2) 機関誌、論文、図書などの刊行
- (3) 製薬及び医療に関連する技術に関する知識の市民への普及と啓発
- (4) 国際及び各国の製薬及び医療に関連する法人、その他内外の関係学術団体との連絡及び提携
- (5) 製薬及び医療に関連する技術資料の収集、研究、調査、教育及び研修
- (6) 官公庁、日本学術会議、医薬品に関連する諸学会及び業界団体等に対する建議又はそれらの諮問への答申
- (7) 優秀な業績の表彰
- (8) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を東京都台東区に置く。

(公 告)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(機 関)

第5条 当法人には、次に掲げる機関を置く。

- (1) 代議員総会
- (2) 理事及び監事
- (3) 理事会

## 第2章 会 員

(会員の種別)

第6条 当法人には、次の各号に掲げる五種の会員を置く。

- (1) 個人会員 日本に在住し、又は日本に住所を有するPDAの会員であって、当法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 学術会員 大学その他の教育機関又は国公立機関（独立行政法人、特殊法人その他国又は地方公共団体が関与する機関を含む。）に在籍し、日本に在住し、又は日本に住所を有するPDAの会員であって、この法人の目的に賛同して入会した個人
- (3) 学生会員 大学その他の教育機関に在籍し、日本に在住し、又は日本に住所を有するPDAの会員である学生であって、当法人の目的に賛同して入会した個人
- (4) 名誉会員 前各号に掲げる会員以外の個人であって、当法人の学術集会の会長を務めた者及びこの法人に多大な功労のあった者の中から理事長が推薦し理事会で承認をうけたもの
- (5) 法人会員 当法人の目的に賛同し、事業を賛助するため入会した法人その他の団体

(入 会)

第7条 当法人の会員（名誉会員を除く。）として入会しようとする者は、理事会

- の定めるところにより申込みをし、当法人の承認を受けなければならない。
- 2 前項の入会の基準は、代議員総会において別に定める。

(会 費)

- 第8条 会員（名誉会員を除く。）は、代議員総会において別に定めるところにより、会費を納入しなければならない。
- 2 会員が当法人に既に納入した会費は、理由の如何を問わず、返還しない。

(任意退会)

- 第9条 会員（名誉会員を除く。）は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、いつでも、任意に当法人を退会することができる。

(会員資格の喪失)

- 第10条 会員（名誉会員を除く。）は、次に掲げるいずれかの事由に該当したときは、その資格を喪失する。
- (1) 当法人を退会したとき。
  - (2) PDAの会員資格を喪失したとき。
  - (3) 個人である会員が次に掲げる事由に該当したとき。
    - ア 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
    - イ 個人である会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
    - ウ 禁錮以上の刑に処せられたとき。
  - (4) 法人その他の団体である会員が解散し、若しくは消滅したとき。
  - (5) 破産手続開始の決定を受けたとき。
  - (6) 正当な理由なく、第8条に規定する会費を滞納したとき。
  - (7) 除名されたとき。
- 2 名誉会員は、次に掲げるいずれかの事由に該当したときは、その資格を喪失する。
- (1) 前項各号（第2号及び第4号を除く。）に定める事由に該当したとき。
  - (2) 名誉会員への委嘱を解除する旨の理事会の決議があったとき。
- 3 会員が前二項の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、既に発生した未履行の義務は、これを免れることができない。

(懲 戒)

- 第11条 当法人は、会員が次に掲げるいずれかの事由に該当したときは、代議員総会において定めるところにより、懲戒することができる。

- (1) 法令又はこの定款若しくは規則等に違反したとき。
  - (2) 当法人の名誉又は信用を毀損し、その他当法人の会員としての品位を損う行為をしたとき。
- 2 前項の懲戒は、次の三種とする。
- (1) 書面又は口頭による厳重注意
  - (2) 会員としての活動の停止
  - (3) 除名
- 3 前条第1項第7号の規定により会員を除名する場合は、代議員総会の決議によらなければならない。この場合において、除名の対象となる会員に対し、当該代議員総会の1週間前までに、その旨を通知するとともに、当該代議員総会における議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- 4 前項の規定により会員を除名したときは、理事長は、当該除名された会員に対して書面をもってその旨を通知し、かつ全会員に対して当該除名について周知させるものとする。

#### (会員の権限)

第12条 会員は、次章で定める代議員でない場合であっても、次の各号に掲げる書面等について、当該各号で定める一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）の規定による社員の権利と同様に、当法人に対し、当該書面等の閲覧等を請求する権利を有するものとする。

- (1) 定款 法人法第14条第2項
- (2) 代議員名簿 法人法第32条第2項
- (3) 代議員総会において代理人によって議決権の行使があった場合における代理権を証する書面等 法人法第50条第6項
- (4) 書面等による議決権の行使があった場合における議決権行使書面等 法人法第51条第4項及び第52条第5項
- (5) 代議員総会の議事録 法人法第57条第4項
- (6) 各事業年度における計算書類等 法人法第129条第3項
- (7) 各清算事務年度における貸借対照表等 法人法第229条第2項
- (8) 合併契約の内容等 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項

### 第3章 代議員

#### (法人法上の社員)

第13条 当法人は、次条で定める代議員選挙によって選出される代議員をもって、

法人法上の社員とする。

(員 数)

第14条 代議員の員数は、20人以上60人以内とする。

(代議員選挙)

第15条 当法人は、代議員を選出するため、代議員総会において別に定めるところにより、会員による選挙（以下「代議員選挙」という。）を行う。理事又は理事会は、代議員を選出することができない。

- 2 代議員は、個人会員、学会員及び学生会員の中から選出する。
- 3 代議員選挙における議決権は、第6条の種別にかかわらず、会員1人につき1個とする。
- 4 個人会員、学会員及び学生会員は、代議員選挙に立候補することができる。
- 5 代議員が欠けた場合、又は代議員の員数を欠くこととなった場合に備えて、代議員選挙の次点者を補欠の代議員として選出する。ただし、当該補欠の代議員の選出の効力は、代議員選挙後最初に到来する1月1日から翌年12月31日までとする。
- 6 当法人は、代議員が欠けた場合、又は代議員の員数を欠くこととなった場合には、補欠の代議員を選出する。

(任 期)

第16条 代議員の任期は2年とし、代議員選挙後最初に到来する1月1日から翌年12月31日までとする。ただし、前条第5項及び第6項の補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、代議員が法人法第266条第1項で定める社員総会等の決議の取消しの訴え、同法第268条で定める法人の解散の訴え、同法第278条で定める責任追及の訴え及び同法第284条で定める役員等の解任の訴えを提起している場合（当該代議員が当法人に対し、同法第278条第1項で定める責任追及の訴えの請求をしている場合を含む。）には、当該代議員の任期は、当該訴えが終結するまでの間、満了しない。

(解 任)

第17条 代議員が次のいずれかに該当するときは、代議員総会の決議によって、その代議員を解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を行ったとき。
- (2) 代議員としてふさわしくない非行があったとき。

- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 前項の決議によって代議員を解任する場合には、解任の対象となる代議員に対し、当該代議員総会の1週間前までに、その旨を通知するとともに、当該代議員総会における議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 第1項の決議は、総代議員の3分の2以上に当たる多数の決議を経なければならない。
- 4 第1項の決議によって代議員を解任したときは、理事長は、当該解任された代議員に対して書面をもってその旨を通知し、かつ全会員に対して当該解任について周知させるものとする。

(無報酬)

第18条 代議員は、無報酬とする。

#### 第4章 代議員総会

(構成)

第19条 代議員総会は、代議員をもって構成する。

2 代議員総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(種類)

第20条 代議員総会は、次に掲げる三種とする。

- (1) 定時代議員総会
- (2) 定例代議員総会
- (3) 臨時代議員総会

(権限)

第21条 代議員総会は、次に掲げる事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 代議員の解任
- (3) 理事及び監事（以下「役員」という。）の選任又は解任
- (4) 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (6) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け

- (7) 定款の変更
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 前各号で定める事項のほか、代議員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定めた事項

(招 集)

第22条 定時代議員総会は、毎事業年度終了の日の翌日から3か月以内に招集する。

- 2 定例代議員総会は、一事業年度内に1回以上招集する。
- 3 臨時代議員総会は、必要がある場合に随時これを招集する。
- 4 代議員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。
- 5 総代議員の議決権の10分の1以上の議決権を有する代議員は、理事長に対し、代議員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、代議員総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第23条 代議員総会の議長は、当該代議員総会において、出席した代議員の中から選出する。

- 2 前項の議長は、代議員総会の秩序を維持し、議事を整理する。

(議決権)

第24条 代議員総会における議決権は、代議員1人につき1個とする。

(名誉会員の出席)

第25条 名誉会員は、代議員総会に出席し、意見を述べることができる。ただし、議決権は有しない。

(決 議)

第26条 代議員総会の決議は、総代議員の過半数が出席し、出席した代議員の過半数をもって決する。この場合において、可否同数の場合には、議長が決するところによる。

- 2 前項前段の決議においては、議長は、代議員として議決に加わることはできない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、総代議員の3分の2以上に当



たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 代議員の解任
- (3) 監事の解任
- (4) 定款の変更
- (5) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (6) 解散
- (7) 前各号に掲げる事項のほか、法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第27条 代議員は、他の代議員を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、当該代議員又は代理人は、代理権を証明する書面を理事長に提出しなければならない。

- 2 前項の代理権の授与は、代議員総会ごとにしなければならない。

(書面による議決権の行使)

第28条 代議員総会に出席しない代議員は、代議員総会の招集に際して代議員総会に出席しない代議員が書面によって議決権を行使することができない旨を定めた場合を除き、書面によって議決権を行使することができる。

- 2 前項の書面による議決権の行使は、理事会において別に定める議決権行使書面に必要な事項を記載し、当該代議員総会の招集において定められた期日までに、当該記載をした議決権行使書面を理事長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定により書面によって議決権を行使した代議員の数は、出席した代議員の数に算入する。

(決議の省略)

第29条 理事又は代議員が代議員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき代議員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の代議員総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 代議員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び当該代議員総会において選任された議事録署名人は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

(会員への通知)

第31条 代議員総会において議決された事項は、当法人が発行する機関誌等によって、会員に通知する。

(規則)

第32条 法令又はこの定款で定めるもののほか、代議員総会に関する規則は、代議員総会において別で定める。

## 第5章 役員等

(員数)

第33条 当法人に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 理事 3人以上9人以内
- (2) 監事 2人

(役員を選任及び解任)

第34条 役員は、代議員総会の決議によって選任し、又は解任する。

2 役員を選任に関する事項は、代議員総会において別に定める。

(役員資格等)

第35条 理事は、代議員の中から選任する。ただし、必要があるときは、代議員以外の者から選任することができる。

2 監事は、当法人の理事又は当法人の使用人を兼ねることができない。

(役員任期)

第36条 理事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員が欠けた場合、又は第33条に規定する役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(代表理事及び役付理事)

- 第37条 理事のうち1人を理事長とするほか、常務理事1人を置くことができる。
- 2 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とする。
  - 3 理事長及び常務理事は、理事の中から理事会の決議によって選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第38条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人の職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
  - 3 理事長に事故があるとき又は欠けたときは、理事会の決議を経てあらかじめ理事長が指名した理事が、当法人の業務を執行する。
  - 4 理事は、別に定めるところにより、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
  - 5 理事は、当法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第39条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
  - 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
  - 4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
  - 5 監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長(第44条第3項に規定する場合にあつては、各理事)に対し、理事会の招集を請求することができる。
  - 6 前項の規定による請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。
  - 7 監事は、理事が当法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(報酬等)

第40条 当法人は、役員（役員であった者を含む。以下本条において同じ。）に対し、当該各号で定める場合に限り、報酬等を支給することができる。

(1) 代議員総会において、常勤の理事に対し報酬等の支給をすることを定めた場合又退任する常勤の理事若しくは常勤の理事を退任した者に対しその就任の期間に応じた報酬等を支給することを定めた場合

(2) 代議員総会において、退任する理事若しくは監事又は理事若しくは監事を退任した者に対し、その就任の期間に応じた報酬等を支給することを定めた場合

2 前項で定めるもののほか、役員の報酬等に関する規則は、代議員総会において別に定める。

(損害賠償責任)

第41条 役員は、その任務を怠ったときは、当法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 前項の責任は、総代議員の同意がなければ、免除することができない。

3 前項の規定にかかわらず、当法人は、法人法第113条の規定により、同法第111条第1項の行為に関する役員の損害賠償責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、賠償の責任を負う額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、代議員総会の決議によって免除することができる。

4 第2項の規定にかかわらず、当法人は、法人法第114条の規定により、同法第111条第1項の行為に関する役員の損害賠償責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、賠償の責任を負う額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって免除することができる。

5 第2項の規定にかかわらず、当法人は、法人法第115条第1項の規定により、同法第111条第1項の行為に関する理事（業務執行理事を除く。）又は監事の損害賠償責任について、当該理事又は監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を理事又は監事と締結することができる。

第6章 理事会

(構成)

第42条 理事会は、全ての理事で組織する。

(権限)

第43条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第44条 理事会は、3か月に1回以上開催する。

- 2 理事会は、理事長が招集する。
- 3 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第45条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事会において定めた者が議長となる。

(決議)

第46条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の3分の2以上が出席し、出席した当該理事の過半数をもって行う。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつものとみなす。
- 4 理事会においては、代理人の出席及び代理人による議決権の行使をすることはできない。

(議事録)

第47条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 理事会に出席した理事長（当該理事会に理事長が出席していない場合には、出席した理事）及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

（規則）

第48条 法令又はこの定款で定めるもののほか、理事会に関する規則は、代議員総会において別に定める。

## 第7章 学術集会

（開催）

第49条 当法人は、年1回学術集会を開催する。

- 2 学術集会においては、研究発表、学術講演その他当法人の目的を達成するために必要な行事を行う。
- 3 前項の研究発表者は、当法人の会員に限る。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。
  - (1) 次条で定める会長により招請された場合
  - (2) 発表に係る研究が2人以上による研究の場合であって、共同研究者のうち1人以上が会員である場合

（会長）

第50条 学術集会には、会長1人を置く。

- 2 会長は、学術集会を主宰する。
- 3 会長は、別に定めるところにより、代議員の中から代議員総会において選定する。
- 4 会長は、無報酬とする。
- 5 会長の任期は、選任後最初に開催する学術集会の終結の時から2年経過した日の属する事業年度において開催する学術集会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

（規則）

第51条 法令又はこの定款で定めるもののほか、学術集会の運営に関して必要な事項は、理事会において別で定める。

## 第8章 委員会その他の機関

(委員会その他の機関の設置)

第52条 当法人は、事業の円滑な遂行を図るため、理事会の決議により、必要な委員会を置くことができる。

2 委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し、又は審議する。

3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会及び代議員総会において別で定める。

4 第1項の委員会のほか、理事長は、必要がある場合には、当法人の運営を円滑にするため、臨時に特別の諮問機関を置くことができる。

## 第9章 機関誌

(機関誌の発行)

第53条 当法人は、製薬及び医療に関連する技術に関する研究等の成果と会員に対する情報の公開のため、機関誌を発行する。

(編集委員会)

第54条 当法人は、前条の機関誌の編集発行のため、編集委員会を置く。

2 編集委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

## 第10章 資産及び会計

(事業年度)

第55条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの年一期とする。

(会計原則)

第56条 当法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

(資産の管理)

第57条 当法人の資産は理事長が管理し、その方法は理事会が定める。

(事業計画及び収支予算)

第58条 当法人の事業計画書, 収支予算書, 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については毎事業年度の開始の日の前日までに, 理事長が作成し, 理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も, 同様とする。

2 前項の書類については, 当該事業年度の末日までの間, 主たる事務所に備え置く。

(事業報告及び決算等)

第59条 当法人の事業報告及び決算については, 毎事業年度終了後, 理事長が次の各号に掲げる書類を作成し, 監事の監査を受けた上で, 理事会の承認を経て定時代議員総会に提出し, 第1号及び第2号に掲げる書類についてはその内容を報告し, 第3号から第6号までに掲げる書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 当法人は, 前項で定めるもののほか, 次に掲げる書類を主たる事務所に5年間, 従たる事務所に3年間備え置く。

- (1) 監査報告書
- (2) 役員の名簿
- (3) 役員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け)

第60条 当法人が資金の借入れをしようとするときは, その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き, 代議員総会の決議による承認を得なければならない。

2 当法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときは, 代議員総会の決議による承認を得なければならない。

(剰余金の配当の禁止)

第61条 当法人は, 剰余金の配当を行わない。



## 第 1 1 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 6 2 条 この定款は、代議員総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 6 3 条 当法人は、代議員総会の決議その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第 6 4 条 当法人が清算する場合において、残余財産は、代議員総会の決議により、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 1 7 号に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

## 第 1 2 章 事務局

(設置等)

第 6 5 条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

## 第 1 3 章 補 則

(備置書類)

第 6 6 条 当法人は、次に掲げる書類を主たる事務所及び従たる事務所に備え置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員及び代議員の名簿
- (3) 役員及び会長の名簿
- (4) 委員会の委員名簿
- (5) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、当法人が必要と認める書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、法令で定める書類

(委 任)

第67条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会が定める。